

# スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ(第12回) 議事録

1. 日 時：令和8年3月19日（木）10:00～12:00

2. 場 所：オンライン

3. 出席者：

（委員等）落合孝文座長、芦澤美智子座長代理、堀天子委員

瀧俊雄専門委員、岩崎薫里専門委員、川本明専門委員

（事務局）内閣府規制改革推進室 阿久澤孝室長、菱山大次長、幕内浩参事官

（関係者）小出富雄 株式会社アイシン総合企画部渉外室主幹（一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会国際戦略WG委員）

清家京介 株式会社アイシンセンサ・アクチュエータ技術部法規・品質グループ長

小野貴弘 一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部主幹

翁長久 総務省総合通信基盤局電波部長

小原宏朗 総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室長

皆川克義 総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室課長補佐

向井ちほみ 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課長

今泉崇紀 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課電波監視官

松宮志麻 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課認証推進室電波利用環境専門官

太田伸一 総務省総合通信基盤局電波部電波環境課認証推進室課長補佐

4. 議 題：

電波利用規制（技術基準適合証明等）の見直しについて

○幕内参事官

定刻となりましたので、ただ今から、規制改革推進会議第12回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループを開催いたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、会議に関する事務局からの連絡事項を申し上げます。本日はオンライン会議ですので、会議資料は画面共有いたしますが、お手元にも御準備いただければと思います。

また、会議中は通常マイクをミュートにいただき、御発言される際にミュートを解除するようお願いいたします。

続きまして、本日のワーキング・グループの出欠状況について御報告いたします。構成員の委員・専門委員につきましては、御手洗委員、大橋専門委員、藤本専門委員、宮下専門委員が御欠席との御連絡を承っております。

以後の議事進行につきましては、落合座長をお願いいたします。

#### ○落合座長

落合でございます。

それでは、本日は電波利用規制のうち技術基準適合証明等の見直しについて御議論いただきます。

最初に、ヒアリングを行います。出席者の皆様におかれましては、質疑時間を確保するため、時間内での説明に御協力いただきますようお願い申し上げます。

まず、総務省からヒアリングを行います。本日は御説明者として総務省電波部、翁長久様にお越しいただいております。

それでは、10分ほどで御説明いただきたいと思います。

#### ○総務省（翁長部長）

おはようございます。総務省で電波部長を務めております翁長と申します。よろしく申し上げます。

日頃から座長の落合先生を、構成員の皆様方には大変お世話になっているところでございます。時間も限られておりますので、説明に入らせていただきます。

次のページをお願いします。電波関係でいつも申し上げていることで恐縮でございますけれども、電波は有限希少な資源でございますので、世界的に免許制度の対象となっております。これにつきましては資料にありますとおり、国連の専門機関であるITU（国際電気通信連合）においてRR（無線通信規則）と呼ばれるものがございまして、これに基づいて各国が周波数割当てや技術基準を定めているところでございます。日本におきましても原則免許を必要としておりまして、様々な条件というのを決めているところでございます。

基準認証の効果でございますけれども、国際的な動向や技術の進展等々を踏まえて、免許手続の簡素化・合理化というのは常に我々も図ってきているところだと思っております。技術基準適合証明等々もその一環でございます。技適マークと呼んでおりますけれども、これのみを用いる無線局については免許不要、手続の簡略化等々をやっております。

ます。今日の議論の180日ルールにつきましては、技適マークなしで無線局の使用を認める更なる特例というのを設けているところでございます。

次のページをお願いします。次に、180日ルールの概要でございますけれども、下の表に対象設備を書いておりますけれども、基本的には先ほど申し上げましたとおり技適マークというのを付していただくのが原則でございますけれども、開発等々の観点で実験局の免許などを取る時間が無いという緊急性等々の場合を考えて、届出の日から180日以内というのに限って国内において使用可能と緩和というか、制度を設けたところでございます。

これは平成30年になりますけれども、規制改革の提案を受けて法改正を行って、今、この制度ができていますところでございます。法人・個人を問わずいろいろなことができますけれども、基本的に目的が異なる場合は同じ機械でも申請ができるといったことも認めているところでございます。また、同じ規格であれば一つの届出で複数台の届出を出すということも認めておりますし、一定の企業の皆様方については届出を不要とするなど、実質的な届出廃止についても提案、言及いただいているところでございますけれども、無線局の適切な監理の観点から、その都度各無線局を把握できる形で届出を求めているところでございます。

次のページをお願いします。今回、有効期間最大2年間の延長について御提案いただいているところでございます。制度導入時の経緯等について御説明申し上げますけれども、特例期間につきましては我が国の電波環境の影響等々を考えて、当時、産業界のニーズや既存免許人の意見を聴取して180日を上限とすることを電波法で規定しているところでございます。当時ですけれども、180日では足りないという意見はなかったと理解をしているところでございます。

導入時に想定していた利用ケースは下のところに三つぐらい書いておりますけれども、それぞれ3か月ぐらいかなというところでやっているところでございます。実験試験局や技適を取得することが原則であるというのは先ほど申し上げましたけれども、無線規格の日数を限定して特例を設けたものでございます。手数料等々については吹き出しのところで書いております。制度導入から、赤字で書いておりますけれども、制度そのものの見直しについて検討の必要があるという認識はしておるところでございます。

また、下の方の表に書いておりますけれども、令和元年から7年までの届出の件数というのは2,000件ぐらいで推移しておりますので、皆さん一定程度御利用いただいているのかなと認識しているところでございます。

次のページをお願いします。これが我々の方で調べた諸外国の状況でございますけれども、まず前提として、免許不要対象機器の電波発射については認証が必要ということは各国共通で、実験試験局というものが存在することも同様だと思っております。ヨーロッパ、アメリカ等々におきましては許可制、届出制を取っていないという御指摘もございましたので、我々の方でいろいろ調べてみましたけれども、我々の認識としてはこ

この表のところでございます。アメリカ、カナダ、オーストラリアのように一定の条件を付して電波発射を認める国がある一方、ドイツやフランスはそのような特例がなくて、我々のような180日ルールもなくて、基本的には実験試験局の免許が必要という国もヨーロッパには存在していると思っております。

また、認証などを取らずに電波を発射することができるといった場合でも、干渉を起こさないという条件は付していると思いますので、利用者側に相応の責任というものが課されるものではないかと考えているところでございます。

次のページをお願いします。現状認識ですけれども、届出件数を踏まえますと、先ほど申し上げたとおり180日ルールで活用が進んできているのではないかと認識をしております。括弧で「本提案以外にこれまで延長の要望は聞いていない」と書いておりますけれども、もしかすると他の方々も開発の期間が延びているのもうちょっと延ばしてほしいということはあるかもしれませんけれども、御提案もございましたので、この制度の見直しに係る社会的ニーズや国際動向についてもう少し調べて改善を行っていくことが望ましいのではないかと我々も考えております。

今後の対応でございませけれども、このルールに関する評価や180日を超えるケースの具体例、あと既存免許人の混信の可能性等々の実態把握をするために我々として調査を行って、諸外国の制度についても先ほど申し上げたとおり今できる限り調べているところでございませけれども、更に深掘りをして諸外国のルールも調べてグローバルスタンダードに合わせていけるような対応をしていきたいと思っております。

なお書きで下の方に書いておりますけれども、180日は電波法に書いておりますので法改正を必要としますので、その前に利便性向上の観点から何かできるものがあるのであれば、それは進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、次のページをお願いします。技適マークの表示でございませ。

次のページをお願いします。冒頭で御説明したとおり、世界的に免許が基本ということをお願いしたけれども、技適マークを付された無線設備については免許不要等の手続が大幅に簡略化されることが可能でございませ。技適マークのロゴにつきましてはこのような形でマークを付してくださいということをお願いしているところでございませ。

次のページをお願いします。技適マークを表示するまでの過程をここに記載しておりますけれども、まず製造業者等が認証を取得して、適切に製造した無線設備に技適マークを表示することができます。総務省の方で認証機関から報告された情報を電波利用ホームページにおいて公開をしているところでございませ。また、このホームページで技適マークの認証番号で検索してその認証情報の確認も可能になっているようにしているところでございませ。

次のページをお願いします。技適マークの表示方法でございませけれども、ちょっと字が小さくて恐縮ですけれども、基本的には表示を容易に識別することができるもので

あることということで、基本的にはシールみたいなものを貼るとか、刻印するとか、あとは今、スマホですとディスプレイに表示する形とか、小さいものだと外部ディスプレイに表示といった形で認めているところでございます。真ん中のところに書いておりますけれども、真ん中の二つ目の丸、体内に埋め込まれているものとか、小さくて表示を付することが困難又は不合理であるものについては当該無線設備の見やすい箇所、これについては取説や包装又は容器を含むと書いておりますけれども、そういったところでも認めているところでございます。これらについては電波利用ホームページのFAQでいろいろ説明しているところでございます。

次のページをお願いします。これが技適マークの改正でございます。先ほど来申し上げておりますけれども、我々としてもずっと同じ制度を維持しているわけではなくて、技術の進展や世の中の流れ、世界の動向を踏まえて順次いろいろ制度改正をしているのがこのスライドになります。詳細は説明を省略しますが、我々としても随時制度改正を行っております。

次のページをお願いします。これが国際比較でございますけれども、アメリカとヨーロッパのマークをここに例示で真ん中に表示の内容を書いておりますけれども、我々としては特段、他の国に比べて大きいとか、難しいことを言っていないような認識ではありますけれども、今回、いろいろ御要望いただいておりますので、これにつきましても検討はしてまいりたいと思います。

次のページをお願いします。我々情報通信審議会の方で昨年、表示の在り方について検討して、それぞれの立場というかメーカー、利用者等々から御意見いただいたところでございます。メーカー様からは、スペースの確保が困難なケースが発生しているということ、また、代替表示を強要されても対応できないという御意見がございました。

ただ一方で、利用者からは利用者が電波法違反になる可能性があるので、一般消費者における不利益が発生するのではないかと、施設の電波管理ができないことが発生と、これは医療関係者からの御意見でございますけれども、そういった御意見もあったところでございます。我々としては、マークが確認できない場合は違法電波、違法機器の監視というコストが発生してきますので、そういった点もあろうかなと思っております。

技適マークの表示方法につきましては、利用者とメーカーの意見が両立する新たな規律というのが求められていると認識をしておりますので、今後、御提案いただいているように直接表示しなくてもよい要件等々につきまして検討を進めて、結果が得られ次第、速やかに制度改正を実施していきたいと考えているところでございます。

ちょっと超過しましたけれども、以上でございます。

#### ○落合座長

翁長様、どうもありがとうございました。

次に、株式会社アイシン総合企画部渉外室主幹であり、一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会国際戦略ワーキング・グループ委員の小出富雄様よ

り、10分ほどで御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○株式会社アイシン（小出主幹）

承知いたしました。

では、小出と申します。本日はよろしくお願いいたします。

早速御説明させていただきます。本日につきましては、実験等の特例制度及び技適マークの表示に関する課題二点について御説明させていただきます。

まずは実験等特例制度についてでございます。先ほど総務省の翁長様からも御説明がございましたが、簡単に制度の建付けを御説明させていただければと思います。日本の電波法では、電波を利用する時は総務大臣の免許を取得するのが原則でございます。そして、非常に技適と一般化しておりますけれども、更新リスクの低いもの、比較的低い無線設備について、免許ではなくて登録証明機関の認証で良しとするものが基準認証制度ですので、原則に対する例外という位置付けでございます。

その基準認証制度の中には、無線設備一台ごとに審査・認証を受けるのが技術基準適合証明と、先ほどの技適という時はこちらになるかと思いますが、それから無線設備を生産する際の設計に対して審査・認証を受けるのが工事設計認証ということになります。前半の特例制度は前者、その後の技適マークについては後者のお話になってこようかと思います。

あともう一つあるのですが、こちらでは割愛させていただきます。

それから、今回の話の本題でございます実験等の特例制度でございますけれども、これはWi-FiやBluetoothといった無線規格は国際標準化が図られておりまして、日本の国際競争力強化を図るために2019年に届出によって180日以内に限れば技適を取らずにやれますよという制度が開始されたという次第でございます。なので、位置付けとしましては原則の特例のところ、例外の例外という位置付けになっているという次第でございます。

簡単にこちらの規定の内容を説明させていただきますが、4条が電波法の柱みたいところでございまして、本文のところで総務大臣の免許を取りなさいと。そして、3号のところで技適制度について定めを置いております。そして、第4条の2では更にその技適の特例という形で実験等の特例の定めを置いておりまして、それを満たした場合に適合表示無線設備とみなしますよという建付けとなっております。施行規則で180日と定め、それから総務省令で定める無線局などという技術的な基準といったものを規則、告示等で定めているわけですが、更に安全を期すために、ちょっと長いのですけれども、こちらの告示において、一定の資格を保有している者が確認した場合でないとこの届出は駄目ですよという形にしているという次第でございます。

課題でございます。こちらは180日というのが現行法でございますけれども、前回の改正の時でも意見として出たようですが、180日以内に実験を終えられないケースというのは少なくございません。この後、他の事業者様の意見等も出ておりますが、ここは難

しいというのが事業者としての実務を担う人間としての認識でございます。あと、同一目的での届出が認められてございません。こちらがなぜ認められないのかの御説明はし切れないところでございますけれども、超過した場合はどうするのかといいますと、電波を放射しない暗室実験を行うか、技適を取得するか。暗室の場合ですと持っている会社さんも大きな会社さんであればあるにはあるのですけれども、それでも数は限られていますし、レンタルするとなると移動工数も発生しますので、コストは当然増加、その分スケジュール、開発完了までの時間も長引いてしまう。

他方、技適を取得する場合は、これはもちろんですけれども、こちらでもコストは発生しますし、リードタイムもかかります。あと、特にこの赤字のところですが、工事設計認証を取得している製品の構成部品が調達困難になった場合、昨年、半導体でちょっと経済安全保障上の観点に関して停止になって大混乱になったという話がありましたけれども、そのような場合、グローバルで認証を維持するために申請が集中してしまうということで、これは社内の中でも集中しますし、国内・国外問わず集中する。登録証明機関の暗室というものがあって、そこで実験をしないとイケないのですが、それは取り合いになってなかなか順番待ちという状況になってしまっていて、社内での取り合い、優先度を付けるということになりますので、そういう場合も量産の方が大事ということですので実験開発は後回しになってしまうということでございます。なので、技適を取るということを求められると結構大変になる。

あともう一つ、これは開発における根本的な部分ではございますが、微少なアレンジ、チューンナップというものを当然行います。ですけれども、現行の技適制度は一台ごとに無線機器の審査・認証を行うものでございますので、改造禁止というのは当然でございまして、そうなりますと変える度に何度も技適を取得する必要がある。なので、これは特例制度だけではなくて、本質的には特例制度並びに技適の課題かなと考えております。

こちらは、開発期間の一例をお示しした図になります。具体的なものというのは機密情報という部分もありますので、一般的に弊社の中で行われる一例という形でお示しさせていただきます。開発の前半では顧客と仕様調整というのを細かくしますので、暗室などを確保できない場合はこの調整の度に技適を取らなければいけなくて、この辺りでございます。これをもし取るとなりますと、開発期間や費用は非常に増してしまう。これは他の事業者様の意見も同様のものでございました。

あと、これはケース・バイ・ケースではございますけれども、特に耐久テストなどは180日を超えるケースというのが一般的ということになりますので、あくまでもこちらは一例ではございますけれども、このように細分化したとしても180日に収まらないケースというのは往々にして出てくるということでございます。

それらの課題を踏まえての要望、方向性をお示ししたものがこちらでございます。電波法の目的でございます電波利用秩序、混信リスクの回避といったものがございまして、

期間が延びることによってリスクが高まるというものではないのではないか。周波数帯、利用場所によって決まるものではないかということでございます。ですので、こういう研究開発目的で未取得機器を利用する場合に関しましては、一定の安全が担保されている状態と。ここに赤字で書かれている部分は先ほど申し上げたとおり、現行の特例制度の要件の要望もあるのですけれども、こういったことをしている場合については届出を不要としていただきたいなと考えております。

その必要性もそうですし、あと他国との比較においても、先ほど総務省様からも御説明がありましたが、つぶさに見ていただきますと、認証・届出の対象とする国は少ない。必要だというところで挙がっていました独、仏、ニュージーランドにつきましても、告示によって一般的に免許を免除するという部分もあったりしますので、そこはまた今後精査ということで御確認いただければと思います。

あと、カナダにつきましても開発ライセンスが必要となるという記述がありましたけれども、この開発ライセンスというのが非常に産業奨励的なものでございまして、イノベーターの新しい製品や新しいサービスを促進するという画期的な内容でございまして、それを受けまして、一定の場所とかプロジェクトを対象とした届出制度も、こういう日本の国力強化といった側面を踏まえたとあるのではないかとということで一定の示唆を得たものですから、書き加えておりますので、是非、参照いただければと思います。

すぐに恒久的な見直しというのはなかなか簡単ではないというのは重々承知しておりますので、弊社の場合、2年で多くのものは終わるかなという印象だと思うのですが、最長2年という形で延長いただければと考えております。

コストですけれども、こちらケース・バイ・ケースではあるのですけれども、あと届出の年間件数も受注状況によりますので変動はあるのですけれども、一旦15件という形で置いております。弊社の場合ですと管理工数を含めて平均的で約100万ぐらいかかりますので、これぐらいの費用はかかってくる。全部技適を取得した場合はこれぐらいで、暗室を取った場合はこれぐらい。やはり結構大きいものですから、ここは規制改革がなされることによって大きな効果が得られるのではないかと。

まとめでございます。デジタル技術、無線通信、ITといったところの重要性というのは日に日に増している状況でございますので、競争力の維持・強化という意味におきましては、迅速かつ柔軟な環境というのが非常に重要なことと思っております。先ほど少し半導体のお話をしましたけれども、経済安全保障の観点からも、国内においてそういう最先端の研究開発を行うということが極めて重要なことかなと思っております。国外であったり、若しくは、海外事業者にデファクトを取られるということは非常に良くないことになろうかと思っておりますので、制度から6年以上経っておりますので、いろいろと調査の結果などもあろうかと思っておりますし、今後もやられるかと思っておりますので、そういったリスクや諸外国等の制度も踏まえてリスクベースアプローチといったところを踏まえ

ながら見直しを御検討いただければ幸いです。

以上が実験等特例制度の御説明でございます。

続いて、技適マークの表示も併せて御説明させていただきます。こちらは先ほど総務省様からお話があったとおりでございますが、電波法上、無線設備本体への表示が原則でございます。そして、いろいろと規制緩和を経て、現在は何センチとか何ミリという形の数値の規格がなくて、容易に識別可能というのが今の要件になっている状況でございます。

ただ、スマート化、I o Tといったものの進展により非常に製品が小型化しております。あと、その形状も多様化しております。印字スペースを確保できない場合というのが非常に多くございまして、できない場合は当然廃却しなくてはいけない。そして、いろいろなところにグローバルに出荷する場合は全ての国の認証というものを印字しなければいけないわけですが、当然どこかで上限が来てしまう、書けなくなる。そういった場合は品番を変える。品番を変えるというのは廃却以上に大きなコストが発生するものですから、そろそろこういった時勢といいますか、環境の変化に対応するような形のルールが必要ではないかと考えている次第でございます。スマートフォンなどにつきましては、表示方法がやや2019年に拡充されましたけれども、ディスプレイを持たない製品に関しては、これは適用にならない。

こちらは弊社のデジタルキー向けアウトサイドドアハンドルというデジタル機器のスマートフォンでドアが開けられるものでございます。そして、その無線設備がこのドアハンドルの一部に収まっているわけですが、この裏側のところにおおよそ18ミリから20ミリのところに各国の認証マークやトレーサビリティ情報といったものを記載しなければいけないというところでございます。非常に小さなスペースのところに書かなければいけないということで、縦横18ミリから20ミリといったところに書かなくてはいけないものですから、もうこれ以上増えると厳しいかなというところでございます。これ以上増えてくると品番を分けるなど、非常に工数の大幅な増加というところになってくると思います。

簡単ではございますが、こちらの規定について触れたいと思います。技適マークの規定については証明規則のところの第20条が定めております。この第1号のところで見やすい箇所という原則の表示を定めたものでございます。その例外として、体内に埋め込まれた、一時的に留置されたというものであれば、そしてその他当該表示が困難又は不合理である無線設備については取説等に云々と書かれておりますけれども、この困難又は不合理に該当すれば良いのですけれども、この例外の例示が体内に埋め込まれたという非常に厳しいものでございますので、なかなかこれが容易に認めていただけない。これを認めるかどうかという該当性を判断するのは登録証明機関なのですけれども、認められない。他のトレースの情報だとか他国のマークを印字できるならこれは印字できるでしょうという形で押し返されるということがございます。

あと、こちらが要件に該当した時に直接表示を取らない場合の代替手段ですがけれども、この②、③は割愛させていただきますけれども、①の黄色のところが主な手段でございます。取扱説明書及び包装又は容器となっておりまして、取扱説明書と包装への表示が必要となっております。弊社のようなB to B製品の場合は包装や容器などを持ち合わせておりませんので、この要件を満たさないということでまたこちら也使えないとなっているところが困り事でございます。

課題を踏まえた改革の要望でございますけれども、こういった製品についても基本的に可能な範囲で表示の要件の更新というのを考えていただきたいというところでございます。

電波法上、もう一つ別のマークがございます、こちらは既に総務省様の方で御検討いただいております、今年度末までの対応に向けて先般、パブコメも実施されているというところでございます。

効果でございますが、こちらもなかなか具体的な実際のものというのは機密情報がありますので出せないものですから、おおよそあるであろう製品というものを置いたとしたものがこちらでございます。全体の20%が品番によるコスト影響だよということでこのような数字を出しているという次第でございます。

最後にまとめでございます。先ほどから申し上げておりますとおり、I o Tの進展やデバイスの小型化というところ、これはD Xの推進やU X向上のために非常に重要なものがございますので、日本の事業者としても、しっかり取っていく分野かなと思っております。そのため、できる限りコストを削減し、そして早く準備するということが不可欠でございます。ですので、なかなかこのマーキングに苦勞するということではできる限り避けたいと考えておりますので、そこへの新たな規律と、他方、ここは総務省様の別の有識者会議で議題になっているところでしたけれども、今、流通している製品がなかなか技適マークが見えないものというものも増えている。弊社のドアハンドルもそうですし、こういった無線設備モジュールが最終製品に組み込まれてしまい、最終製品の外から見えないものというものもございますので、やはり技適マークは外からユーザーの方が確認するというのが一つの意義でございますので、そういう新たな規律というのが必要になってきている状況かなと思っております。弊社が提案している取説への表示や二次元コードといったものというのは両立させ得るものだろうと考えておりますので、是非、御検討をお願いしたいと考えております。

ちょっと駆け足で恐縮でございましたが、弊社からの説明は以上でございます。

○落合座長

小出様、どうもありがとうございました。

なお、本日、事務局からの提出資料がございます。事務局から要旨の御紹介をお願いいたします。

○幕内参事官

事務局です。資料3について御説明させていただきます。

内閣府規制改革推進室では、本日のワーキング・グループの準備作業の一環として、スタートアップを含む複数の事業者に対し技適をめぐる課題についてヒアリングを行いました。この資料は事業者から寄せられた御意見のうち、掲載の承諾が得られたものをお示しするものです。

2ページから6ページまでは、技適未取得機器を用いた実験等の特例制度に関する部分です。事業者からは現行の180日間という期限では実験等のサイクルと必ずしもマッチしないため延長等が必要との御指摘、また、技適取得は費用や期間の観点から負担があるなどの御指摘を頂いております。

続きまして、7ページから10ページまでは技適マーク等の表示方法に関する部分です。製品の小型化等が進む中で技適マーク等の表示が困難なケースがあるため、直接表示することが困難又は不合理である場合の解釈の拡充や柔軟な表示方法の導入を求める声が上がっております。

事務局からは以上です。

#### ○落合座長

それでは、質疑に入りたいと思います。

本日は質疑への御対応のため、一般社団法人日本経済団体連合会にも御出席いただいております。

まずは、技適未取得機器を用いた実験等の特例制度について、質疑応答を行いたいと思います。御意見、御質問がある方は、挙手ボタンにより挙手をお願いいたします。私から指名いたしますので、それから発言するようにしてください。限られた時間となりますので、御質問・御意見、また、御回答は簡潔をお願いいたします。

では、川本委員からお願いいたします。

#### ○川本専門委員

ありがとうございます。

今日は総務省様、それからアイシン様、御説明大変ありがとうございました。

まずは特例制度ということで総務省さんに御質問させていただきたいのですけれども、これは6年ほど前にこういう特例制度を当時の産業界の要望も踏まえて作られたということで、そのこと自体、大変実態に合わせて制度を運用されていることに敬意を表したいと思いますけれども、この180日という具体的な日程の日数の設定についてなのですが、これは先ほど総務省さんの説明資料の3ページに御説明があったところに当時想定されていたケースということで例示がありますけれども、これを見ますと、スマートフォンのアプリの不具合、あるいは三点目の次期OSの対応ということで動かしてみること、先ほどアイシン様から御説明のあったような新製品の本格的開発というところについては当時、要望は具体的には無かったと理解したのですけれども、総務省さんへの御質問は、そういう理解で良かったでしょうか。

○落合座長

では、総務省様、お願いいたします。

○総務省（翁長部長）

御質問ありがとうございます。

御指摘のとおりでございます。当時、審議会か研究会で議論を皆様方から頂いたところですが、ここに記載しているものを利用ケースとして考えた認識しておりますので、当時は新規製品の開発といった御意見は無かったということで認識はしていなかったというのが実情でございます。

○川本専門委員

ありがとうございます。良く分かりました。

ということからすると、今回、新しい産業ニーズが出てきていると。これは研究開発ということですので、ずっとそれで事業を行うわけではなくて研究開発が終わるまでということで、ある種一回限りのこととして行われているということですので、そういう新たなニーズを十分踏まえてこれから検討されとおっしゃっているので、素晴らしいと思いますけれども、その検討を進めていただきたいと思います。

それから、これは追加的にコメントで、先ほどグローバルな制度にも配慮しながらということでそれも大変結構だと思うのですが、アイシン様の御説明からすると今の企業の研究開発というのは世界で行われるのだなと。むしろ世界の規制の動向はこういう企業の方が把握している場合もあります。したがって、グローバルな制度で日本が先端的に行っているところについてはもっと進めるということでもよろしいのかなと。少し対応が遅れているような国を考慮する必要は別に無いのかなと思いますので、そういう意味でグローバルの制度についてもよくそういうことを経験されている企業の方からも十分事情を聴取されて、タイムリー、スピーディーに検討を進めていただきたいということを要望いたします。

以上です。

○落合座長

川本委員、どうもありがとうございます。

では続きまして、岩崎委員、お願いいたします。

○岩崎専門委員

岩崎です。私も総務省様に質問があります。

特例制度が導入されて、届出件数も増加傾向にあるということですので、これまでに何らかの問題が発生したかどうかということが一点目。

二点目といたしまして、180日を例えば1～2年に延長することでどのようなリスクが新たに生じ得るのか。

この二点について教えてください。

○落合座長

ありがとうございます。

では、総務省様、お願いいたします。

○総務省（翁長部長）

ありがとうございます。

これまで2,000件程度の実績があると申し上げましたけれども、特に問題があるという声は上がっておりませんし、そのような認識は我々の方では持っておりません。

180日以上延ばすというリスクでございますけれども、一般的な答えで申し訳ありませんけれども、アイシンさんの御説明資料にもありましたけれども、いろいろ改造を行っていくということでございますので、そういった時に長い期間になると、改造を行って不要な電波が発射をしてしまうのですとか、出力が上がって他の無線機に影響を与えるといったリスクが、長期間にわたって行くと顕在化してくる可能性があるというのが当時の議論でもありましたので、一定程度の期間を限定するのが適切ではないかということで、当時180日という期間を設定したと認識しております。

○岩崎専門委員

同じ規格とか目的でも、期間が長くなるとそういうことが生じ得るのですか。

○総務省（翁長部長）

全く無線機器の改造をしないということであればリスクは低減されると思いますけれども、開発段階ですので、やはり蓋を開けていじるといったことも想定されると当時議論がありましたので、長期間にわたるとそのようなリスクが増えるのではないかと考えた意見があったと認識しております。

○岩崎専門委員

ありがとうございます。

○落合座長

ありがとうございます。

総務省様に今の点は追加してお聞きしたいのですけれども、これは、リスク自体はよく規制改革でも出てくることはあるのですけれども、完全にゼロというよりは、合理的に抑えられるようなリスクに制度としては持っていくという、ある種リスクに応じたというか、ゼロリスクでないと受容できない、という考え方は取られていないと考えてよろしかったでしょうか。

○総務省（翁長部長）

御指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます、リスクをゼロにするのは不可能だと私は個人的には思っております。

もしリスクをゼロにしようとするのであれば、180日という特例も設けずに、きちんと技適を取るなり実験局の免許を取っていただくというのが前提だと思いますけれども、リスクを低減させるといった観点は必要だと思いますけれども、必ずゼロにしないので

きないとも思っているものではございません。

○落合座長

分かりました。ありがとうございます。

では、堀委員、お願いいたします。

○堀委員

御説明ありがとうございます。私からはアイシン様に御質問と、総務省様に御質問ということでそれぞれお願いしたいと思います。

アイシン様に対しましては、今回、御要望として8ページの改革要望で研究目的での技適未取得の機器の利用に関して、外国の認証を取得済みの場合には届出を不要としてほしいということと、一定の場所、プロジェクトを対象とした届出制度の検討をしてほしいということと、期間についての最長2年という御要望の3つがあると理解しておるわけですが、この御要望の中で一番優先順位が高いものというのがどれになるのか、もし軽重があるのであればお願いしたいと思いますし、どれも大事なのだということなのかもしれませんけれども、これが特に重要だというものがあれば、もう少し教えていただきたい。それから、頂いている資料の中で技適取得に掛かる期間や費用というのが総務省様の想定とは少し違うように思うのですけれども、実態はどうかということについて、この2点をお伺いしたいと思います。

総務省様に対する御質問は後でよろしいでしょうか。

○落合座長

では、そのようにいたします。

では、アイシン様、今、堀委員から2点ございましたので、要望に関する御説明と費用の点、お願いいたします。

○株式会社アイシン（小出主幹）

承知いたしました。

まず要望につきましては、優先順位につきましてはこの上下の順位でございます。上から順に、一番必要なものにつきましては上の方の届出を不要とすることという形でございます。一番下はもちろん恒久的な見直しができない場合ということですので、暫定的なものでございます。どうしても届出だとか、二つ目のポツは届出を維持したとしてももう少し緩和といいますか、技術支援、イノベーション促進とこの管理の両立調和の観点から取っていただきたい検討の方向性というものでございますので、上から順に一、二、三というところでございます。

あともう一つ、費用の点の乖離のお話がありました。確かにこれはありますけれども、これは申請する時の無線設備によっても様々でございますので、弊社としてはおよそ100万ぐらいではございますが、事務局様の説明資料の中には弊社よりも高い費用がかかっているという事業者もあったかと思います。これはピンキリではございますが、ただ、やはりなかなかこれから新しい産業や製品を世に出していこうといったものにつ

いては、総務省様の出されているあの費用感にするというのはなかなか至難の業というか、弊社ではちょっと経験が無い金額かなと認識しております。

以上でございます。

○落合座長

堀先生、よろしいでしょうか。

○堀委員

ありがとうございました。

今、映していただいている8ページの改革要望については上から順番にいずれもお願いしたい点だということを伺いまして、今度は総務省様に御質問になるわけですが、この3つの御要望に対しましてそれぞれ御検討いただいている状況、検討できる余地があるのかどうかということを改めて伺いたいということと、総務省様の資料の4ページに各国における認証が原則必要なのだけれども、それぞれ実験試験局免許というものが用意されていて、その範囲で電波発射可能という制度になっている国もあるし、技術要件を満たせば認証マーク未取得でも発射可能となっているケースがあると、様々御紹介いただいているところがございますけれども、各国の状況と比較してこのアイシンの御要望というものが合理的だと認められるものかどうかということについて御意見をお伺いしたいなと思います。

○落合座長

では、総務省様、お願いいたします。

○総務省（翁長部長）

御質問ありがとうございます。

最初はアイシンさんのページ8のそれぞれについてできるかどうかという御質問だと思います。冒頭、考え方を申し上げますけれども、我々としては企業の皆さんの国際競争力を高めていくという観点では直していくものは直していくべきだと認識しております。

ただ、取りあえず一つ目のところを申し上げますけれども、これから詳細な議論は確認をして議論していきたいと思っておりますけれども、外国の認証を取得済みで、それを無線技術者が電波法の技術基準に適合することを確認している場合は不要にしてほしいということでございますけれども、これは各国でいろいろ細かなルールが異なっていますので、これまでも、例えば、アメリカで認証を取ったからそのまま日本に持ってきて使って良いですかというと、それは微妙に違う時がありますので、一般論としてはそれはお断りをしています。逆に言うと、日本の技適を取ったからアメリカでそのまま使えますかということ、アメリカも認めない、ヨーロッパも認めないというのがグローバルな考え方だと思っております。

ただ一方で、アイシンさんからの御要望もありますので検討はしていきたいと思っておりますけれども、この部分についてはちょっとハードルが高いかなと思っております。

総務省の4ページの各国の動向と比べて日本のルールは合理的なのかという御質問ですけれども、我々の今のところの認識としては我々より厳しい国もありますので、合理的なのかなとは思っております。

ただ一方で、繰り返しですけれども、国際競争力を確保していく観点で、制度というのは随時見直していくべきだと私は考えておりますので、そこは見直していく必要があるのだろうと思っております。

最初に川本さんからありましたけれども、グローバルスタンダードで厳しい国に合わせるのではなくて、先端的なところに合わせた方が良いのではないですかという御指摘もありましたので、その点も踏まえて今後はいろいろ調べて関係の皆様方と議論していきたいと思っております。

#### ○落合座長

よろしいでしょうか。

#### ○堀委員

お考えについては、まず伺いまして、理解できるところがございすけれども、まず各国で認証を取っているからといって当然日本で認められるわけではないということについても理解はいたしますが、例えば、技術要件を細かく見ていった時に、日本の環境の下で確認するものと、その製品自体が持つ技術的な特性ということで満たされる技術要件というものであるとすると、後者の部分は各国で既に審査が行われているということであれば、例えば、一定の性能を有するという推定もできる部分もあるのかなと思っております、単に認証を取得しているからというだけでは駄目だということであっても、細分化していった技術要件に落としていくということを検討し、少なくともこの部分だけは日本でも見ますというものが明らかであれば、より手続が不要なのか、届出で足りるのかなど、ステップはあると思うのですけれども、効率的に審査していただくことが可能なのではないかとも思えるところですから、是非、入口で難しいというのみならず、御検討をお願いしたいなと思いました。

それから、後者の各国と比較してというお話で、私も最先端の実験が可能な国にどんどん合わせていって、日本からこうした優秀な機器がむしろ世界に発信できるようにしていくべきだという観点から御検討いただけるというのは大変有り難いことだと思っております。

この時に、180日ルールというのが、必ずしも頂いている表からは各国の日数がどうなっているのかというのが判然としないところがあるのですけれども、日数制限みたいなものを設けているという国が我が国だけなのか、各国でも日数制限という観点があるのかというところは少しお伺いしたいと思っていたところです。

いずれにしても、実験局の免許等があれば開発目的での開発というのは、開発期間中はできるというルールが体制であるとする、必ずしも180という日にちに特段の技術的な意味合いがあるわけではないのではないかとも思われるものですから、今、アイシ

ンさんの御提案にあった2年というものも、開発に必要な期間だということで各国で実験が行われているということであればそれを認めていく方向での御議論も可能なのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。総務省様。

○落合座長

総務省様、もう一度お願いいたします。

○総務省（翁長部長）

御質問、御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

これから詳細は調べていきますけれども、180日というルールを当時決めておりますけれども、これについても今後議論していきたいと思っております。

例えば、一番緩いと私が感じているのはアメリカですけれども、アメリカは開発・展示会でのデモンストレーションの場合は大丈夫ですということにしています。これは期間も決めておりませんけれども、開発の展示会も何年も掛かるものではない、特に展示会等は短期間で終わるものだと思っておりますので、そういったことの想定の中でやっているのかなと思っております。

ただ一方で、開発は、先ほどアイシンさんからの御説明もありましたように2年とか3年掛かるものもありますので、そういったところをアメリカとしてもどうしているのかといったことはいろいろ詳細に調べていって、日本の企業の皆さんの国際競争力が高められるような制度設計にしていきたいと思っております。

○落合座長

堀先生、よろしいですか。

○堀委員

ありがとうございます。

○落合座長

そうしましたら、今、お伺いしていたのが180日の方は結構明確にお話しいただいたかなと思いますけれども、堀先生が前半少し聞かれていた、外国で認証を得ている場合に全部省略というわけではなくて、例えば、技術であったりというものの要件が国によって、内容によると思うのですけれども、日本と同等になっているような場合もあるのではないかと。そういう場合に、省略できる部分というのを考える、ということは考え方としてあり得るのか、ということがあったかなと思いますけれども、この点、総務省様、いかがでしょうか。

○総務省（小原室長）

電波部の小原と申します。

一点補足なのですが、FCCやCEマークを取っている場合というのは、今回の180日特例を適用するに当たって一つの判断要素になっていまして、ちゃんと認証がある場合はより審査がしやすいというか、認証を前提として更にWi-Fiなどの規格を提出していただければそれで届出が足りるという形になっていきますので、一定程度は、そ

の点ではちゃんと考慮していると認識しているのですけれども、その上で、今回届出不要ということも言われておりますので、そういったところについては、今、御意見いただいたとおりで、本当にできる部分があるのかというところは精査していきたいと考えています。

○落合座長

そうですか、分かりました。ありがとうございます。

では、芦澤委員、お願いいたします。

○芦澤委員

ありがとうございます。

本件は我が国の産業競争力の強化に資する視点として重要な論点かなと理解いたしましたところですが、確かにここ数年ではないですが、デジタル社会のインフラとしてこういった無線の技術というものがプロダクトに入り込んでいるものが増えているという認識でおりますので、ここの部分の使いやすさというところは時代のスピードに合わせて変化していったほうがいいなと思ったところです。

質問はそういう意味で2点ありまして、総務省さんをお願いしたいのですけれども、一点目は、これはスタートアップだと、今回アイシンさんという大きな会社でのプレゼンがございましたけれども、よりスピード感を持って、かつ、コストの部分の負担は100万以上で、複数の台数でとなると、数百万円となってくところが重たいのだと思うわけです。こういったスタートアップの負担だったり、それからスピード感ということに対して今の制度が考え得る余地というか、考えていくべきところがあるのではないかとこの点について御意見を伺いたい、これが一点目です。

二点目が、実態調査をして進めていきますという御説明があったわけですが、やはりスピード感を持って進めていったほしいというところの中でスケジュール感をどのように考えていますかというのが二点目の質問になります。遅くとも次の電波法改正のトラックに乗り遅れないようにする必要があるのかなと思うところですが、調査の費用を手当てして、調査を十分に、更に検討してとなると、通常時間がかかってくると思う中で、一体どれぐらいの時間軸で本件に対応できるかといったところを具体的に教えていただければと思います。

私からは2点です。よろしくお願いします。

○落合座長

では、総務省様、お願いいたします。

○総務省（翁長部長）

御質問ありがとうございます。

まずスタートアップの皆様方への観点でございますけれども、180日ルールを定めた当時はあまりそういう小さな、小さなと言うと失礼ですかね、ベンチャー企業やスタートアップの方々の御意見は反映していなかったと思いますので、今後、新たな制度改正

に向けて検討を進めていくに当たっては、コスト面も含めてそういう方々の御負担にならないような制度設計にするような形で議論は進めていきたいと思っております。その点はスタートアップの皆さんのスピード感とコストの負担の問題というのは重々承知しておりますので、そうならないような制度設計ができないかという議論はしていきたいと思っております。

また、調査のスケジュールでございますけれども、少なくとも来年度中、令和8年度中には一定の調査は終えたいと思っております。御指摘がありましたように次の電波法改正のトラックに間に合うように議論は進めていきたいと考えております。

#### ○落合座長

芦澤委員、よろしいですか。

では、瀧委員、お願いいたします。

#### ○瀧専門委員

御説明ありがとうございました。

総務省様向けに質問でございます。私、電波有効利用委員会のメンバーでもございますが、今日は規制改革の人としてお話しさせていただきます。

川本先生や堀先生の御意見にもありましたけれども、本件は国際的なといいますか、様々な国における制度との比較間で一種議論をしている部分があると思っていまして、当然産業の競争力という面では恐らく最も規制が緩い国でつくられたサービスが本当の世界的な競争力を持って、ある意味すごく大きなシェアを持った状態で日本にも乗り込みたいと思っている。片や受け身に回ってしまうと、私たちは世界では普通に使われているサービスが日本人向けには使えないので、制度の日本輸入みたいな段階でこの実験をしているとかになると、割とそれはいろいろな産業で見られてきた負け戦パターンかなと思っていますので、競争力の観点では一番先にいる人たちに、いかにちゃんと近いものを持っているかは非常に大事な観点かなと思っています。

今後の検討の中で是非というところではあるのですが、例えば、ドイツやフランスというのは相対的にある種厳格な制度を取っているのだと思っていまして、今、比較面で言うと表層的にはそういう結果になっていると思うのですが、何らか理由があってそのようにされているのだと思うのですね。それがなぜなのかというのは是非、お示しいただければと思っています。ある意味裏取りといいますか、何らかエビデンスを基にそういう判断をされているのかなと思いますので、イメージとしてはドイツみたいな国がそういう判断をしているのと、例えば、日本で同じロジックが通用するのかみたいなものは非常に重要な観点かなと思っています。

あと、今、180日というのがある意味政策の選択肢みたいにここでの議論になっていまして、恐らく他にもいろいろな検討すべき選択肢がある中のミックスの一つが180だと思っていますので、仮に実験と言っても、本当に人の前でやってみせることが実験であるのか、アイシンさんのようにどちらかというもののづくりの過程でもっ

と時間が掛かる実験を定義するべきなのかなど、割と一言で実験といってもいろいろな種類があるのではないかなと思っていますので、その中で最適な選択肢を取ればと思っています。

ここはただのコメントなのですがすけれども、ディープテック化が世の中で進んでいますし、電波単体で検証するというよりはディープテック的な検証をする中で電波が最後の情報の受渡し手段になっている時には、長い実験になってしまった場合にこの180日は恐らく適合していない状況になってしまいますので、その辺の重構造化みたいなことを図っていただければなと思っています次第でございます。

そういうことを勘案する時に、何を守るべきかという観点でいる時に、これは御質問なのですがすけれども、例えば、人体への影響を考えていくこともあると思いますし、混信の問題もあると思います。恐らく携帯やE T Cといった混信状況というのが恐らくこういった判断をする時の一つの目安といいますか、それを基に判断はしていくと思うのですがすけれども、現状この辺りで実際に計測されている問題点というのはあるのか、若しくは、結構これは難しい論点だと思っていますし、そもそも非常に計測しづらいものではあるのだけれども、何らか問題があるのだろうかという仮説の下にこういう政策は考えなければいけないのかという、ファクトがそもそもファインドできるのかというところの難易度について是非、教えていただければと思います。

長い質問で恐縮ですが、最後のところだけで十分ですので、よろしくお願いします。

○落合座長

では、総務省様、お願いいたします。

○総務省（翁長部長）

コメント、御質問ありがとうございます。

まずコメントに対する考え方ですがすけれども、先ほどあったように緩い国に、緩いと言ったらあれですがすけれども、制度が簡略化されているような国に合わせていくというのは新しいサービスが生まれてくることを考えると重要な視点かなと思っています。

御質問の点だけで良いということでございますので、何を守るのか、もちろん人体への防護指針もそれはグローバルで決めておりますけれども、それに対する問題もありますし、混信問題も当然同じ周波数を使っている人だけではなくて近くの人波数を使っている人たちへの混信という彼らの意見も聴いていかなくはいけません。

また、その時に今、問題が起きている事例があるのかというと、先ほどの質問もありましたけれども、問題が起きているとは思っておりません。ただ一方で、それを観測できるのかというと、我々総務省では各地方に総合通信局に電波監理部というところがありまして、そこが違法の電波を発射している者の監視をしてございます。重要無線と呼ばれる放送、消防、警察、海保さんなどのところにたまに混信が起きると我々に通告がありまして、どこでどんな電波が出ているのかというのを調べに行って、それは確認をしているところでございます。

一方で、先生に御協力いただいております電波有効利用委員会の中で新たな電波監視の作業班も立ち上げて議論しておりますけれども、今、段々高い周波数を皆さん使うようになってきているので、従来の電波監視だけでは難しい状況が生じております。そういう意味では先生御指摘のように電波監視の部分も難しい時代に入ってきておりますので、今後、高い周波数を含めて、また、そんなに出力が出ない機器も増えてきていますので、その辺りをどう監視していくのか、困っている人がいる時にどう助けていくのかというのを今後の議論として別の作業班で議論しておりますので、この辺りも踏まえて検討していきたいと考えております。

○落合座長

瀧委員。

○瀧専門委員

どうもありがとうございます。

正に事後的に監視ができることというのは結構ちゃんと予算を組んでというか、重要なことだと思っていまして、大きな枠組みで言うとはこれは事後的規制が可能になることでもあるので、そうであれば事前を競争力にもうちょっと振ることができるということでもあると思いますので、是非、先ほど申し上げたような解像度の辺りの議論を含めた結論をお願いできればと思います。

私からは以上でございます。

○落合座長

では、ありがとうございます。

そうしましたら、最後に私からも少し細かいところになりますが、二点ほどお伺いしたいなと思います。一点が、ここまで事業コストに関する点、つまり技適に関する手続で規制対応のコストがかかっているという点、その金額がいくらなのかという議論があるところではありましたが、これが技適制度というのも、一つの社会インフラといえますか、デジタル社会であつたり電波の有効利用活用というのもありますが、こういったものも重要な社会インフラへのアクセス費用ではないか、というところもあると思いますが、こういった点について、どういう形でコストを仮に必要な場合にも合理化していけるのか、という観点での議論もあっても良いのかなと思いますが、こういった点をどうお考えになるか、というのが一点。

あともう一点が、これは少し法改正の議論もしていただいている中で、並行的にお伺いするものになってしまっていますが、スピード感を持って対応できるという意味では、現行制度の運用において対応できることも、どういうことがあるのかということもあるように思っておりまして、いわゆる同一目的というところの意義の明確化であつたりといったところも並行して実施していただくと、事業者の方々にとって、もちろん法改正でないといけないことをしっかり実施して、より良い環境にしていくというのは重要だと思いますけれども、早めにできることをしていく、ということも重要ではないかと思

ますので、こういった点をどうお考えになるかという点、二点お伺いできればと思います。

○総務省（翁長部長）

ありがとうございます。

一点目のアクセスコストも総務省への質問という理解でよろしいですか。

○落合座長

そうですね。

○総務省（翁長部長）

ありがとうございます。

我々が資料で示しているコストは、あくまで認証機関の一つの事例を書いております。これは認証機関へのコストですので、それを準備する段階のコストというのが企業さんそれぞれでばらつきがあると思っておりますので、トータルで見ると我々の資料の3ページに書いているよりもコストがかかっているとは思っています。

ただ、これは各国も同じですけれども、落合先生御指摘のように、みんなが安心して電波を有効に使うという観点から必要なコストなのではないかと思っています。更に申し上げますと、認証機関はこれもだいぶ前にも自由化をしまして、民間の認証機関がありますので、認証機関によって異なると書いておりますけれども、ここも民民の世界で認証機関も価格に差をつけておりますので、そういったところで必要なコストがどれくらいなのかというのは我々政府からこれぐらいの金額にしろというの、自由化の観点からは厳しいかなと。ただ一方で、落合先生御指摘のように、電波の有効利用等々の観点からは必要なコストではないかと我々は認識をしております。

あともう一点、スピード感の問題の御指摘がありましたけれども、法改正は確かに御指摘のように時間がかかりますので、そうなる前に今の制度で運用できるもの、同一目的という御指摘もありましたけれども、その辺りの周知もするとか、こういった形であれば更新できますよといったことはまずできると思っておりますので、そういったところの周知を皆さんにはやっていくというのがすぐできることかなとは思っております。

○落合座長

どうもありがとうございます。

前半の点につきましては、もちろん政府が価格に個別に介入するということは恐らくないのだろうとは思いますが、届出を不要とするような場合の議論であったり、いろいろなタイプの議論があったと思いますが、そのパターンの一つとして、例えば、認証機関の方でも、負担が軽減されるような形で作業していただくような内容を合理化していったりということも含めて、全体としてコストを下げる余地が無いか、というのをみんなに考えていただく。その上で最終的にどうなるかは自由競争次第である、ということだとは思いますが、そういう工夫をみんなで考えていく。要するに事業者側も、認証機関も、みんなで考えていくという機会を、総務省につくっていただくこ

と自体は大事ではないか、と思っておるのですけれども、そういうレベル感のお話ではあるのですけれども、いかがでしょうか。

○総務省（翁長部長）

ありがとうございます。御指摘のとおりだと思っております。

検討を深掘りしていきますと冒頭申し上げましたけれども、決して我々だけでやれませんので、関係の皆様方と議論していただく必要が必ず出てまいります。その点で、先ほど瀧構成員からも180日が論点になっていきますけどというお話がありましたけれども、一番大事なのは日本の企業の国際競争力をどう高めていくかというところが主眼だと思っておりますので、そのためには落合先生がおっしゃったコストの問題も含めて制度の在り方全般の議論をしていって、法改正が必要ならば法改正しますし、今の運用でできるものであれば運用をやっていくといったことが大事かなと。そのためには関係の皆様方で議論していく場を作ってやっていきたいと思っております。

以上です。

○落合座長

ありがとうございます。

では、技適未取得機器を用いた実験等の特例制度についてですが、このほか、御意見、御質問等のある方はおられますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、この議題についてはここまでとしたいと思います。

次に、技適マーク等の表示方法について質疑応答を行いたいと思います。

では、川本委員、お願いいたします。

○川本専門委員

ありがとうございます。

私からは、この件に関してアイシン様にまず質問を二問ほどさせていただいて、それを踏まえまして必要に応じて総務省さんに質問したいと思います。

アイシン様に質問は、資料13ページを見させていただきまして、なるほど非常に消費者としてなかなか明確に認識していなかったのですけれども、このように忙しい表示に今の電子機器はなっているのかなと思ったのですけれども、そこにマーキングの負荷が欧米に比べて大きいと書かれておりまして、ここら辺について具体的にスペースの問題なのか、見た目ではすぐには分からないのですけれども、何かその具体的にどういう意味で負荷が欧米に比べて大きいのかというところを御説明いただければというのが一点。

それから二点目は、総務省さんのペーパーの11ページになりますけれども、消費者の観点からこのマークというのがどういう意味があるかということで、特に利用者の二つ目の丸のところなのですけれども、技適マークが確認できないことを理由に、流通にもう一回出した時に買取りを断られるということで、必ずしも流通に出した時ばかりではないのしょうけれども、消費者にとってマーキングがあって安心して買えるというの

が消費者にとっての価値であるということで、もしそのところが今の製品にはついていないということも含めて考えてそれを広げるということになった時には、製品を売られている立場からして、商品の消費者にとっての価値ということからいってどのように評価されているのかというか、実態としては消費者にはいろいろな手段があつてこれは確認できるので、流通に出した時に別に価値はそんな下がりませんということなのか、そこら辺はメーカーの立場からどういう認識なのかと。このマークが持っている消費者にとっての価値ということから、特に製品についてそういう意味で価値がどれぐらいなのかというところはお聞かせいただけると有り難いです。

○落合座長

では、アイシン様、お願いいたします。

○株式会社アイシン（小出主幹）

承知いたしました。

まず一つ目の御質問ですけれども、諸外国と比べてどう負荷が大きいのかという話ですけれども、これは単純に求められる表示の大きさでございます。総務省さんの資料の10ページの方が説明がしやすいかと思いますが、ありがとうございます。こちらを見ますと、この点線部分を見ますと確かにそう変わらないのではないのか、ひょっとしたらFCC、CEの方が大きいのではないのかということなのですから、まず基本的にFCCの②コンプライアンス・ステートメントに関しましては取説での説明が可能ですので、基本的にはFCC・ID云々というところだけが表示されることが多くございます。なので、それと比べると小さくなる。

あともう一つ、CEマークの方も、②、③、④につきまして、③は別にCEマークのためにやるものではなくて製品にすべからず記載するものでございますのでこれは置いておいて、②、④につきまして基本的には記載しないものが多いので、先ほどの弊社の事例でもそうでしたが、シールは不要という形になります。

ですので、総じて日本のマークの方が大きい。あと、場合によっては高周波利用設備の型式指定のマークというものも電波法上必要になる。FCC、CEではこのマーク一つで足りるのですけれども、電波法の場合は二つの印字が必要になってくる。そうすると非常に大きくスペースを取られるという形になりますので、ゆえに負荷が大きいという御説明になります。

二点目でございますが、技適マークがユーザーに持つ意味ということでございますが、弊社の場合、基本的には車両メーカー様にお納めするものでございますので、正直確認をしてというよりはしっかり取っていることが大前提ということにはなりますので、マーキングされることの意義というものがどこまでというのはあるのですけれども、どちらかというとならB to Cの事業者の方の方がその点については最終消費者がどのような形で技適マークを見ているのか、意義を持っているのかというのは良く御理解されているのかなと思います。ですので、B to Bというところもございまして取って当然と

ということなので、マークの部分についてはなかなかお答えしづらいところでございます。  
以上です。

○川本専門委員

ありがとうございます。

それを踏まえて総務省さんに質問になるのですが、一つはマーキングの負荷の点について、そもそも論ということになるのですが、かなりプラクティカルな話で、そのところを国際的に合わせてできるだけ負荷を小さくするというのが一つの方法かなと思うというのが一つで、それについてどう思われるか。

それから二点目の消費者にとっての価値なのですが、これは一つの論点だと思うのですが、基本的にだんだん製品が小さくなってそういうものが難しくなるということであれば、消費者の人にとって価値をちゃんと伝えていくということについてはまた別の方法をどんどん追求していくという方向で考えるのが適切かなと。それ以外ないのかなと思うのですが、それについてどうお考えになるかという二点、総務省さんにお聞きしたいと思います。

○落合座長

ありがとうございます。

では、総務省様、お願いいたします。

○総務省（翁長部長）

御質問ありがとうございます。

まず一点目ですけれども、国際的に合わせていくというのは先ほど来申し上げておりますように重要だと思っております。ただ、各国でこれまでの経緯等もありますので、どこまで合わせられるかというのは議論していきたいと思っておりますけれども、いずれにしても表示の在り方、方法についても合わせていくというのは大事なかなと思っております。

あと、消費者の観点ですけれども、確かに御指摘のように別のアプローチ等々もあると思っております。まだ個人的な考えではありますけれども、アイシンさんの場合は恐らくですけれどもB to Bで、例えば、先ほどハンドルの例がありましたけれども、車両メーカーだと思っておりますのでそれを一般の人が買うということは想定しづらいので、B to Bのような形態の時と一般の消費者が買う時では分けて考えていく必要があるのではないかなと今、個人的には思っておりますので、そういったことも踏まえて議論していきたいと思っております。

御指摘のような他の方法もあるのではないですかということですが、今のところちゃんとこの機械が、ワイヤレスイヤホンなどもそうですけれども、Wi-Fiも各家庭で買うものがありますけれども、これが日本の法律に適したものであるというのを証明する制度としてこの技適マークというのを設けておりますので、これを全部とっ払うと確認のしようがなくなるという点がございます。

ただ一方で、一般の方が技適という言葉や技適マークの存在をちゃんと認識しているかという、認知度はかなり低いと思っています。いわゆるJISマークやJASマークというのは一般的に皆さん御存じだと思いますけれども、なかなか認知度が低いので、それも電波有効利用委員会の作業班等々でも議論になっておりますので、この辺の認知度をどう上げていくか、一般のコンシューマーの方々にどうアプローチするかというのは課題でございますので、その辺りも含めて検討していきたいと思っています。

○川本専門委員

ありがとうございます。

一点目、ちょっと短くあれなのですが、アイシンさんの13ページの表を見ますと、かなり一目瞭然に求められている印字しなければいけない情報が非常に多いというのが、この赤のところが多いという感じはしますので、そこは正に日本の製品の競争力だと思いますので、よろしく御検討いただきたいと要望して終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○落合座長

ありがとうございます。

では、次に岩崎委員、お願いいたします。

○岩崎専門委員

岩崎です。私からは総務省様に二点質問があります。

一点目は、技適マークのロゴのみを製品に表示して、認証番号などは例えば、取扱説明書などに記載した場合にどのようなリスクがあるのかということを伺いたいのが一点目です。

二点目が、事務局が行いました聞き取り調査でQRコードでの表示への要望が複数あったかと思うのですが、QRコードの利用はすごく合理的だと考えられますし、また、海外でも一部の国で既に可能になっていると聞いております。ですので、QRコードを実際に表示するためにもいろいろな国との調整が必要だと思うのですが、例えば、日本が率先して各国に働きかけて可能にするということも考えられると思います。この点につきまして総務省様はどのようにお考えかということを二点目として伺いたいたいと思います。

以上です。

○落合座長

ありがとうございます。

では、総務省様、今の二点をお願いいたします。

○総務省（翁長部長）

ありがとうございます。

マークのロゴだけで良くて番号を書かなくて良いのではないかと一点目の御質問ですが、今のところこの番号があることによって、それがどんな機械でどんな

認証を取っているかというトレーサビリティが確認できるような番号を付すことをお願いしているところでございます。

一方で、C Eマークは私の理解では無線機器だけではなくておもちゃなどの幅広いものに付されているものと認識をしておりますので、歴史的な経緯等もありますけれども、そういった考え方の違いというのはあるのかなと思っています。

先ほど来申し上げておりますけれども、今後検討を進めますという話をしておりますので、そういった中で今のロゴだけで良いのではないかという御意見もありますので、その辺りも含めて議論をしていきたいと思っております。

二点目のQRコードですけれども、それも最近、QRコードがテレビにも出てきて、そこで飛んで詳しく見てくださいというのが非常に多くなっていると思っております。最近のある意味トレンドなのかなという気もしておりますので、御要望にもありましたので、QRコードを使ってどのようなことができるのかといったことは検討をしっかりと進めたいと思っております。

以上です。

○岩崎専門委員

どうもありがとうございました。

○落合座長

ありがとうございます。

では、堀委員、お願いいたします。

○堀委員

ありがとうございます。

マークの点につきまして御質問させていただきたいと思っております。今回、この技適マークは表示上十分なスペースが無い場合どうするのかということ、場面は違いますが、プリペイドカードの表示義務みたいなものも元々は券面に表示が必要だとなっていたものが、様々な電子機器の発展によりだんだんと小型化していつて書けないではないかみたいなことがあって、それで非常に緩和された措置みたいなものが検討されていくという過程も別の法律ではあるところがございます、そうした機器の発展等に応じて柔軟に考えていくということは必要なだろうと思っております。

その時に、今回マークというのがどういう趣旨でそもそも必要とされてきたのかということについて改めて考えていかなければいけないと思っているのですが、この技適マークや型式の指定マークについて、これを取っているということを表示することが誰に対してのどうした効果というものを必要としているものなのかということについて改めてお聞かせいただきたいということと、ロゴだけではなくて認証番号等も製品に表示しなければならない理由というのがどこにあるのかということについてお伺いしたいと思っております。

その内容によって、ロゴのみを表示して認証番号などは代替的な取扱説明書、包装・

容器等に表示することとしたとしても、リスクとしてはあまり考えにくいということなのか、やはりそこは製品に表示することが必要なのかということについても続けて伺いたいと思っております。

以上です。

○落合座長

では、総務省様、お願いいたします。

○総務省（翁長部長）

御質問ありがとうございます。

スペースが無い場合等々、我々も資料でも御説明しましたがけれども、これまでも順次いろいろ御要望を踏まえて技術の進展等々に合わせて制度を改正してきた歴史がございます。最近でもこの1年、電波有効利用委員会というところの作業班で議論をして、今、パブコメ中ですがけれども、また更なる制度改正というのを始めておりますので、そういう意味ではいろいろな制度改正は進めていきたいと思っております。

マークの趣旨で誰に対する効果ですがけれども、これも一般論になるかもしれませんがけれども、無線機器を作った人がこれを誰かに売るわけです。売る時にきちんと我々は電波法に基づく措置を講じて認証を取っていると、正式な機械ですということを次の人に渡す時にちゃんと確認をしてもらう、それが一目瞭然であるといったことが元々の制度の趣旨だと私は理解をしてくれています。一方で小さくなって行って書けなくなったら取説でといったことはあるかと思いますが、制度の趣旨としてはそういうところがあります。

ただ一方で、先ほども申し上げましたがけれども、認知度がかなり低いので、そこはどうするかというのは別の問題はありますが、マークの趣旨というのは作った人から次の人に移していく時に必要なものだと考えております。

○総務省（松宮専門官）

補足してよろしいでしょうか。

表示の趣旨なのですがけれども、技術基準の適合性が確認された無線設備に表示を付したものが免許不要のため、電波を発することができるということに制度上なっておりますので、まずは表示が付されているということが電波法の第一義的な部分の必要性和理解しているところでございます。

そして、まずは電波を発する時、簡易的な免許手続を取って良いかどうかを確認するために、無線局の利用者が確認できるということ、そして、それが問題なく使われているということも規制庁である総務省が確認できることがまず第一には重要なものになると思っています。

その後、実際に使っていく中で、違法電波を発射しているという情報が入った時の市場監視などといった部分につきましてはそこが追跡調査して、この認証番号のものは不適切なので表示を付しないとしますといった行政措置をするためにも番号が必要にな

っているというところがオリジナルの部分だと認識しています。

一方で、非常に技適マークのある無線設備が広く普及していく中で、流通していく中で、その流通を円滑にするという意味で一般の方に販売する時の確認性というところも徐々に出てきているところだと認識しているところでございます。

私からの補足説明は以上となります。

○落合座長

ありがとうございます。

総務省様ですけれども、途中まで翁長様がお話しされていましたが、翁長様の残りのお話はよろしかったでしょうか。

○総務省（翁長部長）

隣にいる松宮が補足をしましたので私からはありませんけれども、松宮が言うとおりに、今、我々は試買テストというのも年間を通じて予算をかけてやっております。それは今、Amazonや楽天などいわゆるマーケットで気軽にいろいろな無線機が買えるようになっていますけれども、それで違法のものが売られているという実態もあります。そこで、マークはつけているけれども調べてみると違法な数値を出すものもありますので、そういった時に行政指導という措置も講じておりますので、そういった意味でも番号というのは今のところは使っているという状況がございます。

ただ、いずれにしましても、マークの在り方について検討を進めていきたいと考えております。

○落合座長

ありがとうございます。

今のでよろしかったでしょうか。

○堀委員

そうですね、順次検討いただけるということだと思います。

スケジュール感みたいなものがあれば、教えていただきたいと思いました。

○落合座長

総務省様、お願いします。

○総務省（翁長部長）

ありがとうございます。

2年も3年もかける気はありませんので、先ほどの180日ルールと一緒に来年度中ぐらいには一定の目途は立てていきたいと思っております。

○堀委員

できるだけ早いタイミングでの御検討をお願いしたいと思います。

○落合座長

そうしましたら、芦澤委員、お願いいたします。

○芦澤委員

ありがとうございます。

私は総務省さんに取扱説明書及び包装又は容器という部分について、二点質問差し上げたいなと思っているところです。

表示方法は、先ほど説明がありましたけれども、取扱説明書及び包装又は容器と書かれているわけですから、取扱説明書と包装又は容器という両者が求められていると読めるわけなのですけれども、まず一点目ですが、最近、容器や包装というのが無いようなものもあるのではないかと思う中で、この並列表記の必要とするというところは必ずしも必要ではないのではないかと思うわけなのですけれども、取扱説明書のみの表示で消費者の視認性向上というところで問題ないという考え方はいかがでしょうかというのが一点目の質問です。

二点目の質問が、取扱説明書が紙ではなくてウェブ上に掲載されるというものも多くあると認識していますけれども、それでも良いとなっているが、周知が十分にされていないのではないかと思うわけなのですけれども、こちらの部分も周知するような形で行くというのでいかがでしょうかというところで、私からは二つ確認というか質問させていただきます。

○落合座長

では、総務省様、お願いいたします。

○総務省（翁長部長）

御質問ありがとうございます。

まず一点目の取説のみで良いのではないかという御質問ですけれども、本当に御指摘のように包装もないといったものも出てきておりますので、そういった時代の製品のニーズなどは承知しておりますので、その点も含めて来年度中に議論して方向性を出していきたいというのがまず一点目の答えでございます。

二点目、取説も紙ではなくてウェブで良いのではないかというお話ですけれども、個人的な意見ですけれども、うちも最近買った電化製品は全部紙がなくて、全部取説はPDFでダウンロードしてこいとか、アプリを入れてアプリで見ろという電化製品がありますので、もう時代の流れはそうなってきていますので、そういう意味も含めて時代の流れといいますか、技術の進展に合わせて我々の制度というものもそこに合わせていくということが必要なのではないかと思っております。

○落合座長

芦澤委員、よろしいですか。

○芦澤委員

ありがとうございます。

○落合座長

では、瀧委員、お願いいたします。

○瀧専門委員

ありがとうございます。

これもひょっとすると本体の委員会で話した方が良いのかもしれないですけども、制度周知は非常に一筋縄ではないなと正直思っています、是非、今後の検討の中で、一つ目の論点と似ているのですけれども、海外でもこの制度はどれぐらいそもそも認知されて国内で運用されているのかを意識していただければなと思っています。

私は例えば今、フィットネスリングみたいなものをつけているのですね。ひょっとしてこれはついていないではないかと一瞬びっくりしたりするわけですけども、よく考えたらアプリ内で表示があるから大丈夫だという製品になっていたり、恐らく一般の人たちに知っていますか、技適というポスターを見せてもそこまでの理解はしてもらえないのではなからうかとか、ごく一部のしっかり調べたい人の中での認知力が高ければ良いのかとか、あまり砂漠に水をまくような周知活動になっても大変だと思いますので、どれぐらいのことができていればある種のイナフ感というか、合格点が出るのかというのは現実的に考えても良いのではないかなと思っている次第ですので、認知度はもちろん高い方が良いといえば良いと思いますし、先ほどございましたように不適合な商品が出回っているということに対してちゃんと運用されている制度であるということは、普通にマーケットといいますか、市場からの牽制という形で一番エンフォース力が働くタイプの規制にもなると思うのですね。

なので、一旦無理筋の質問かもしれないですけども、海外と比べて日本国内の技適の認知度はどう捉えられていますかというのを一旦御質問させていただいて、持って帰っていただいても大丈夫なのですけども、お答えいただければと思っています。

○落合座長

では、総務省様、お願いいたします。

○総務省（翁長部長）

御指摘ありがとうございます。

つまびらかに海外の認知度がどれぐらいかというのはまだ把握をしておりませんので、御指摘を踏まえて調べてみたいとは思いますが、私の個人的な感想で申し上げますと、C Eマークは結構認知度が高いのではないかなと思っています。C Eマークは先ほど申し上げたとおり幅広い製品に付されておりますので、ヨーロッパ域内だけではなくて日本人の私もC Eマークの存在は知っていますので、C Eマークは認知度が高いのではないかなと思っています。

ただ一方で、アメリカのF C CのI Dについてどこまで認知度があるかは私も良く分かりませんので、各国も類似の制度を持っていますので、認知度については調べていきたいと思っています。

○瀧専門委員

ありがとうございます。

私はF C Cマークなどは例えば、iPhoneを買った時に設定画面で意外といきなり目に

することになったりするので、ああいった効果が意外と新しいところでは効いているのではないかなとも思ったりするのですね。

これもある種お願い事ではあるのですが、やはりいただいたとおりで、違反案件などがあるのだと。それをちゃんと総務省さんが見回っているのだというファクト自体もちゃんと知られた方が良いでしょうなと思っていますので、これは違反件数などは統計になっていたりするのですか。

○落合座長

総務省様、お願いいたします。

○総務省（翁長部長）

違反件数で微弱とうたっていて、実は微弱ではないというのは統計として出して発表もしておりますけれども、先ほど申し上げたように総務省も電波干渉をやって違法なものを見つけてというのは、よっぽどひどいものは報道発表したりしますけれども、そうでないものは積極的にはやっておりません。

また一方で、行政指導を行う場合もありますので、よっぽどひどいメーカーさんがあって、要は認証を取ったと言いながら全然違う出力を出しているという時は行政指導しますので、ひどい場合は報道発表することもございますという状況でございます。

○瀧専門委員

ありがとうございます。

ただのコメントですけれども、いただいた行政指導アンケートはB to Bといいですか、事業者における認知度としては高まる要素があると思いますけれども、B to Cにおける認知度というのが恐らくここでは本当は一番全員がハッピーになるタイプのパターンなのかなとも思いますので、是非、御意識いただければと思います。

私からは以上です。

○落合座長

ありがとうございます。

では、私からまたもう一つお伺いしたいと思います。本日、少し大きい話もございましたが、無線設備本体への表示が困難だとか、不合理に該当する場合の解釈というところについて、これまで三つほどあるかなと思うのですけれども。アイシン様の方でも御提案があったようなところを踏まえると、①としてはまず既存のFAQにあるような耳の中のイヤホンだけに限らずに、例えば、全然表示スペースが無いような場合というのがどうなのか、ということだったり、設備の表面に凹凸があるような場合、意匠上の理由がある場合、法律に基づくマークや外国法に基づくマークの表示が困難な場合、というそれぞれの点がありましたが、改めてこれらについてどのようにお考えになられているか。これから明確化する余地があるのかということだったり、あと、これは高周波の利用設備の型式認証マークについても同様の点があるかなと思うのですけれども、この辺りを総務省様はどうお考えになられているか教えてください。

○総務省（翁長部長）

ありがとうございます。

アイシン様からの16ページに御要望が書いてございます。これから来年度中ぐらいに皆様方に御意見をかけて議論をしていきたいと思っておりますけれども、まずFAQに書いてある例示が少なく、表示に十分なスペースが無い場合の例示は充実をしていきたいなと思っております。設備の表面に凸凹があって表示することが困難な場合もそれに該当するのではないかなと思っておりますので、そこは例示の範囲でいけるのではないかなと思っています。

一方では、意匠上の理由というのはまだ具体的にお聞きしておりませんが、例えば、ヨーロッパのCEマークについて意匠上の理由で付さないということは認めていないというのが明確に書いてあると我々が調べた限りでは認識しておりますので、デザインを損ねるのでマークを貼りたくないというだけだとどうなのだろうなというのが私の今の時点での率直な感想です。

次の法律に基づく他のマーク、あとは外国のマークを表示するので日本のマークが貼れませんというのは、我々も電波法という法律に基づいてマークをお願いしていますので、他の国の法律は守るけれども電波法は守りたくないというふうに極端なことを言う聞こえますので、この点はどうなのだろうなというのが今の時点での私の率直な感想です。

ただ、いずれにしても御要望がございまして、皆様方から関係の方々から議論いただいて意見を聴きながら議論を進めていきたいと思っております。

○落合座長

分かりました。ありがとうございます。

そういった点も御検討いただければと思いますし、高周波の利用設備についても同様に、ということでもよろしかったでしょうか。

○総務省（翁長部長）

同様に議論をしていきたいと思っています。

○落合座長

ありがとうございます。

では、議論の方も特に手が挙がっている方がおられないように思いますが、最後に経団連様に180日ルール及び技適マークについて、まとめてコメントいただければと思います。その際、経団連様の御発言後に、アイシン様としておっしゃりたいこともあれば、それはそれで質問でも意見でも結構ですが、おっしゃっていただければと思います。

○一般社団法人日本経済団体連合会（小野主幹）

経団連事務局の小野と申します。本日はありがとうございます。

経団連では毎年度、規制改革要望というのを取りまとめ、公表・提出しておりますけ

れども、今日取り上げていただいた二つの要望は、アイシンさんなどの製造業各社はもとより、通信、運輸といった幅広い業界からも同様のニーズがあると承知していますので、大変意義がある要望なのではないかと思っております。

無線技術の活用は様々な産業分野に広がる中で、企業の研究開発や製品開発の実態と現実の制度との間のギャップがますます顕在化していると、今日お話を伺っていただき改めて認識いたしました。安全性や電波利用の適正確保をまず大前提としつつも、技術の進展や国際的な製造動向も踏まえながら、イノベーションの創出、あるいは産業競争力強化の観点から制度の合理化について是非、引き続き検討を深めていただければと思います。

今日はありがとうございます。

○落合座長

ありがとうございます。

アイシン様はよろしいですか。

では、小出様、お願いいたします。

○株式会社アイシン（小出主幹）

実験の特例制度も含めて両方についてコメントさせていただいてもよろしいでしょうか。

○落合座長

結構です。お願いいたします。

○株式会社アイシン（小出主幹）

特例制度の方ですけれども、180日という期限を区切った理由について翁長様から、期間が延びると改良を行うリスクが増えるのであるという言及がございましたけれども、基本的には届出をすれば改造、改良はできませんので、これは技適も特例制度も同じですけれども、できませんので出し直しということになりますので、そもそも制度としてそういうものを予定していないということは御説明させていただければと思います。

あともう一点、海外持ち込み端末の特例というものもございまして、これは実験等の特例に先立つものもございまして、これについては海外から持ち込まれたものについては90日であれば特に技適を取るといったことは不要だよということなのですから、届出なしということですから、海外からの持ち込み端末におきましては90日、届出なし。ですけれども、この実験等につきましては日本においてやることではあるにもかかわらず180日、届出ありと、バランスを見ると研究開発の方が窮屈なのかなという印象を感じている次第でございます。

技適マークのところでございますけれども、他の国のマークをするので日本はしたくないという趣旨ではございません。ただ、グローバルに販売していく製品につきましては全ての国について認証を取得するというのがマストでございますので、その場合には当然品番を分ける、書き切れなくなっても分ける、そうするとコストが上がるというこ

とがございますので、そういったものについては別の形でしっかりとユーザーの方に見ていただける方法、手段というものを御用意いただきたいという願いで書かせていただいた次第でございます。

私からは以上です。

#### ○落合座長

ありがとうございます。

最後の点は特に補足していただいて、制度自体は対応してということで、認証自体はということではありますけれども。どうしても本日も議論がありましたが、ここの表示方法というところで、どうも今の消費者であったりいろいろな事業の実態を踏まえると、こういう形でいろいろスペースを確保していかないといけないのか、ということは少し考える余地があるかなという中で、現行法の話であるのか、もう少し広い話なのかというのはあるかと思いましたが、十分補足いただいたのではないかと思います。

そうしましたら、そのほか、御意見のある方はよろしいでしょうか。

では、本日の議論はここまでといたします。委員、専門委員の皆様におかれましては、時間の制約で発言できなかった御質問等がある場合には、事務局に対して、3月23日曜日までに、御連絡をお願いいたします。事務局から所管省庁へ、まとめて御連絡いたします。

本日は電波利用規制のうち、技術基準適合証明等の見直しについて議論いただきました。技適未取得機器を用いた実験等の特例制度、いわゆる180日ルールについては、長期の開発期間を要する実験などは期間内に完了させることが難しく、また、技適取得はスタートアップを含め費用負担が軽いものではなく、期間もそれなりに要し、アジャイル型の実験等と必ずしも相性が良くないことが明らかになったかと思います。今後は新しいサービスの創出につながる、合理的な柔構造化された規制として整備していくことが重要であるという指摘もありました。技適マーク等の表示についても製品の小型化・多様化を受けて、表示方法の柔軟化を更に進めるべき、との指摘がありました。

本日の議論を踏まえ、総務省に御検討いただきたい内容を申し上げます。

まず180日ルールについては、現時点における我が国における届出の実態、事業者のニーズを考慮して検討いただくことが必要です。国際競争力を向上するために、合理的な制度を参考にして検討を進めるべく、届出不要のケースがあるとの見方もできる諸外国の制度を調査した上で、電波の混信リスクの合理的な低減にも配慮しつつ、幅広い分野において新製品やサービスの開発を促進し、我が国産業の国際競争力を強化する観点から、本日、最長2年の期間が必要との御指摘があったことを踏まえ、利用期間を十分に確保・延長することを含む電波法の改正等を検討し、結論を得次第、所要の措置を講じるようお願いいたします。

外国での認証取得については様々な場合があると思われますが、特定の国、技術及びその検証に関する規制上の要件を評価し、その全部又は一部に日本と相当する部分があ

る場合に、届出省略、事業者の負担軽減等の余地があるかどうか、についても検討をお願いいたします。

この際、技適の取得については、技適制度の電波利用を含めた、デジタル社会インフラを成しているという制度であることを踏まえ、そこへのアクセスを確保するために、合理的な費用負担になるものであることが望ましいということを考慮して、可能な限り総務省において、関係者との協議を進めていただくことが望ましいものと考えております。

また、法改正の有無にかかわらず、現行制度の運用において対応が可能なものについては実務の制約とならない範囲で、本制度施行後一定期間が経過し、事例が蓄積されていることを踏まえ、速やかに同一目的の意義の明確化などを含め、必要な措置を御検討いただきたいと思います。

技適マーク等の表示については、無線設備の小型化・多様化を踏まえ、事業者向け製品であるか、消費者向け製品であるか、用途がどのようなものであるかなど、製品の種類、用途も様々であることを考慮した上で、消費者等における認知の状況や情報提供の合理的な在り方を考え、視認性確保の必要性の程度ということも考慮しつつも、まずそもそもどのような表示を行う必要があるのか、という点そのものを掘り下げて検討してください。

以下に述べる事項を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講じていただくように併せてお願いいたします。

第一点として、無線設備本体への表示の在り方について、合理的な在り方を検討し、どのようなマークを付するか、これが必要なのかということを検討してください。現行の無線設備本体の表示が困難又は不合理に該当する場合の表示不要とする基本的要件を維持する場合であっても、その解釈について、例えば、一番としては既存のFAQに記載がある耳内のイヤホンなどに限らず、無線設備が非常に小型で表示に十分なスペースが無い場合、二番目として、凹凸があり表示が技術的に困難な場合、三番目として、意匠上の理由がある場合なども含む方向で解釈を明確化するとともに、技術基準適合証明等を行う登録証明機関に周知を行うこと。また、高周波利用設備の型式認証マークについても、見やすい箇所に表示することが困難又は不合理に該当する場合の解釈について、例えば、Q&Aなどでの解釈の明確化を行うこと。

第二に、無線設備に技適マークを付することが困難又は不合理に該当する場合には、容器や包装が無い無線設備もあることを踏まえて、例えば、ウェブ表示やアプリ表示、ダウンロードでの交付の場合なども含め、取扱説明書のみの表示を認めるなど表示方法を拡充すること。

なお、技適マークについては、ロゴや認証番号から成るところ、本日のワーキングでは、表示内容をロゴのみとして、認証番号は取扱説明書での記載で足りるということにしてはどうか。消費者の捉え方として、どのようなものが実際に利用されており、表示

方法としてはどのようにするべきか、といったほかの法令であつたり製品の実務も踏まえた御意見もありましたので、それらも併せて参考にして、検討していただければと思います。

最後に、技適マークのQRコードでの表示については諸外国の動向を踏まえつつ、米欧等の制度のハーモナイゼーションに向けた取組を進めるとともに、国内においても継続的に検討を行い、必要に応じて適切な措置を講じてください。

以上になります。

本日は総務省、株式会社アイシン及び一般社団法人日本経済団体連合会の皆様には御説明及び質疑応答に御対応いただき、誠にありがとうございました。

以上で議事は全て終了いたしましたので、本日のワーキング・グループを終わります。

次回の日程につきましては、事務局から追って御連絡いたします。

速記及びユーチューブはここで止めてください。

(以 上)